

尾鷲港港湾脱炭素化推進計画

【概要版】

令和7年3月
三重県(尾鷲港港湾管理者)

1. 基本的な方針

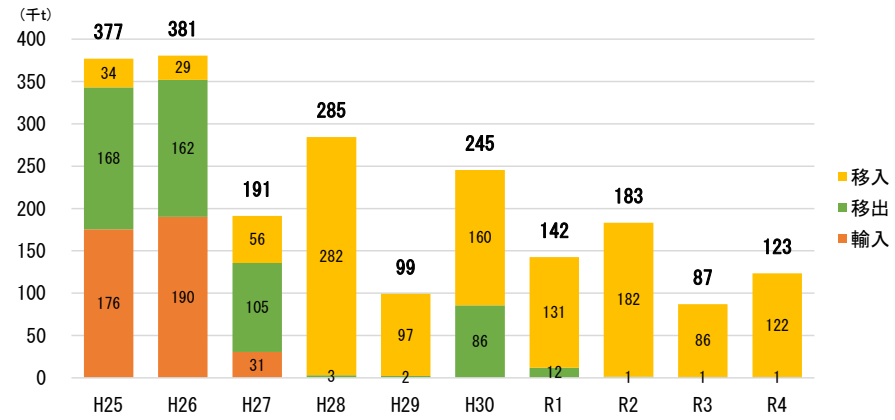
(1) 港湾の概要

尾鷲港は三重県東紀州地域のほぼ真ん中に位置し、リアス式海岸による天然の良港として発展した港であり、古くから木材及び漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきた。昭和37年に中部電力尾鷲三田火力発電所が建設され、同時に東邦石油も進出し、中京地区へのエネルギー供給地となり、昭和42年に重要港湾となった。なお、平成30年に中部電力尾鷲三田火力発電所は廃止された。

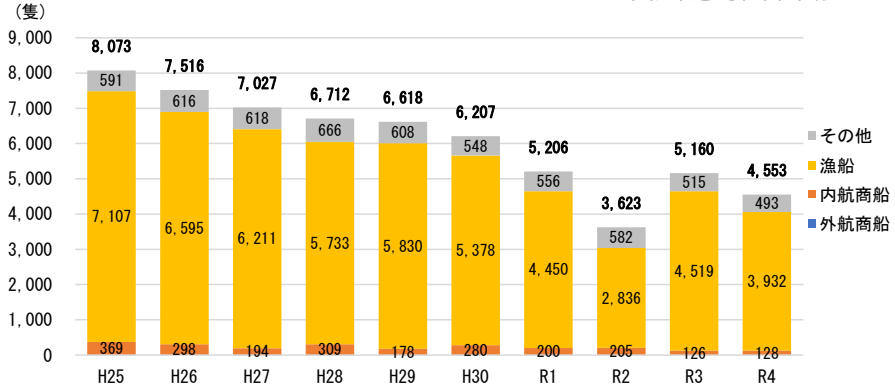
尾鷲港では、近年、輸出・輸入貨物の取扱実績はなく、移入貨物の取り扱いが中心となっている。尾鷲港の主な取扱貨物は廃土砂(移入)、重油(移出)である。



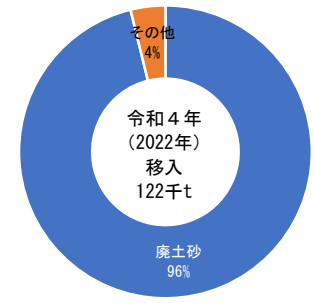
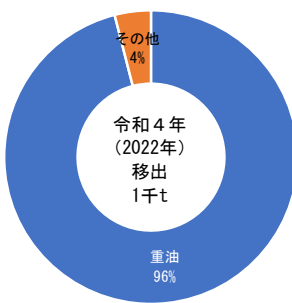
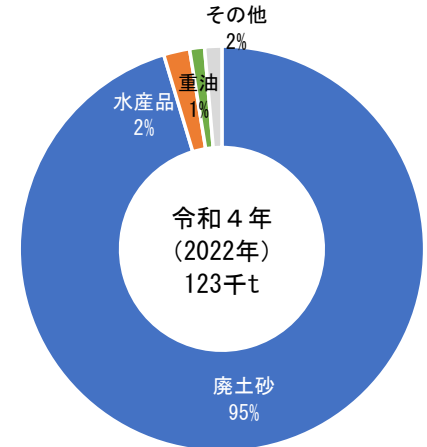
尾鷲港の位置



尾鷲港外内出入取扱貨物量の推移
出典) 港湾統計年報



尾鷲港入港船舶隻数の推移
出典) 港湾統計年報



尾鷲港品目別取扱貨物量
出典) 港湾統計年報

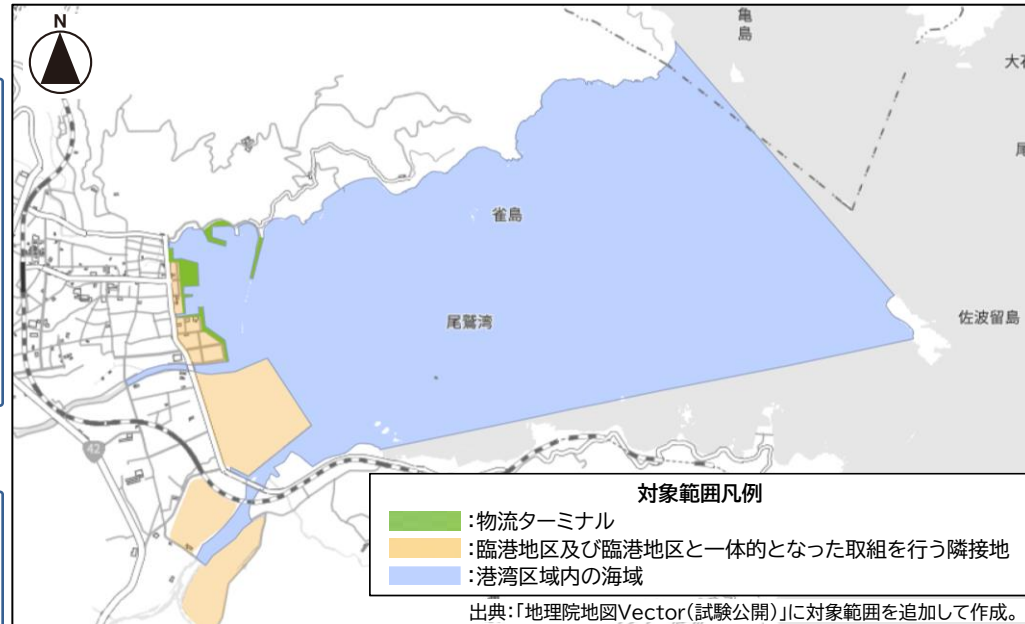
1. 基本的な方針

(2) 計画の対象範囲

尾鷲港港湾脱炭素化推進計画の対象範囲は、ターミナル等の港湾区域及び臨港地区における脱炭素化の取組に加え、ターミナル等を経由して行われる物流活動(海上輸送、トラック輸送、倉庫等)に係る取組、港湾を利用して生産等を行う事業者(食品加工業等)の活動に係る取組やブルーカーボン生態系等を活用した吸収源対策の取組等とする。

(3) 取組方針

尾鷲港における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する取組や港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する取組に関する方針を、以下のとおり設定する。



港湾脱炭素化推進計画の対象範囲

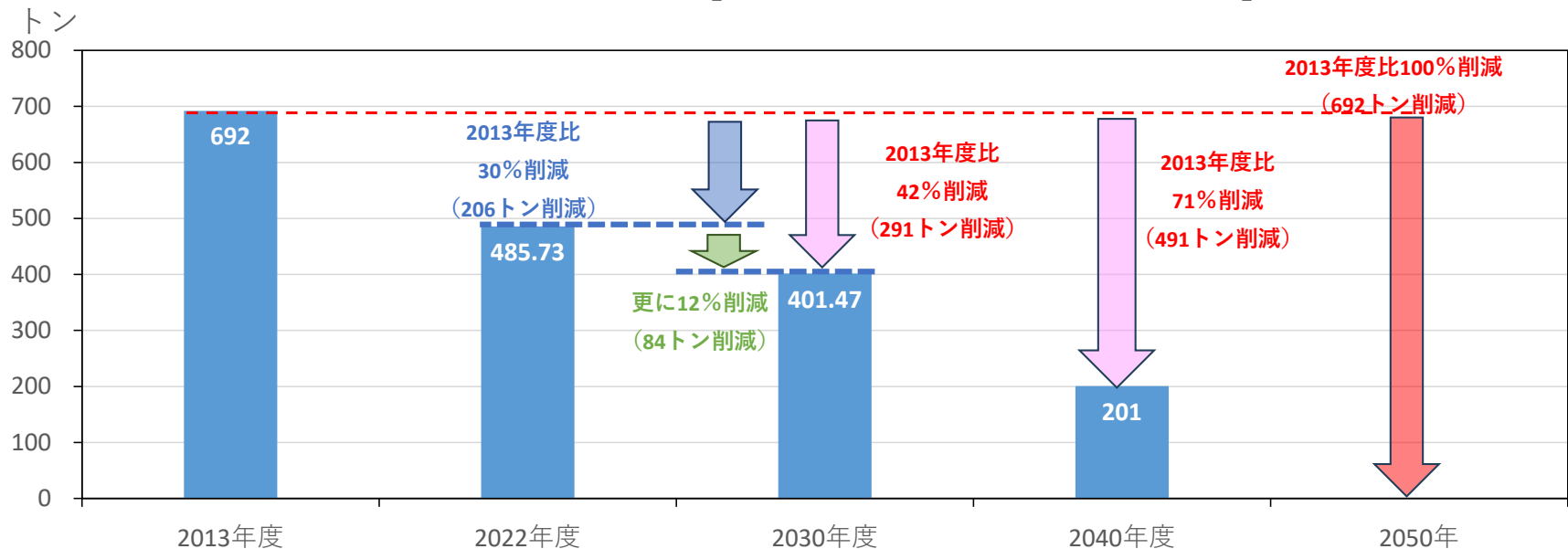
取組方針	取組内容
① 荷役機械、ターミナルを出入する車両の低・脱炭素化	➢ 原材料及び製品等の荷役に関する機械や貨物輸送用車両等について、技術開発の動向等に注視しつつ、その更新時期等に合せて、機械や車両の電化や燃料電池化、水素エンジン化等の取組・検討を進め、低・脱炭素化を図る。
② 水産関連施設の省エネ化	➢ ターミナル外における冷凍・冷蔵施設や製氷機、加工工場等について、技術開発の動向等を踏まえつつ、その更新時期等に合せて、高効率・低炭素な施設の導入等の取組・検討を進め、脱炭素化を図る。
③ ターミナル内の省エネ化	➢ ターミナル内の施設・設備の更新時期等に合わせて、上屋等の照明設備の省エネ化等の取組・検討を進め、脱炭素化を図る。
④ 再生可能エネルギー・グリーン電力の導入	➢ 建物の屋根や遊休スペースを活用して太陽光発電施設の導入を図るとともに、再生可能エネルギー由来のグリーン電力の購入等の取組・検討を進め、脱炭素化を図る。
⑤ 船舶における低・脱炭素化	➢ 船舶の更新時期や技術開発の動向等に注視しつつ、船舶燃料の低・脱炭素化(バイオ燃料、水素燃料電池化等)や省エネ技術の導入等について検討を進め、脱炭素化を図る。
⑥ 充電設備の導入	➢ 業務用車両等の電化を促すため、公共駐車場への充電設備設置等の取組・検討を進め、脱炭素化を図る。
⑦ 陸上電力供給設備におけるグリーン電力の使用	➢ 船舶における受電設備の整備状況を踏まえつつ、係留中の船舶への陸上電力供給設備を維持していく。また、グリーン電力の使用について検討する。
⑧ 藻場の保全・再生	➢ CO ₂ 吸収源となる既存の藻場等の保全・維持に努めるとともに、CO ₂ 吸収源の強化に向けて、新たなブルーカーボンの創出等の取組・検討を進め、脱炭素化を図る。

2. 港湾脱炭素化推進計画の目標

尾鷲港港湾脱炭素化推進計画において、取組分野別に指標となるKPI(Key Performance Indicator:重要達成度指標)を、短期・中期・長期別に、以下のとおり設定する。

KPI(重要達成度指標)	具体的な数値目標		
	短期(2030年度)	中期(2040年度)	長期(2050年)
KPI 1 CO ₂ 排出量	401トン/年 (2013年度比42%削減)※	201トン/年 (2013年度比71%削減)※	実質0トン/年
KPI 2 低・脱炭素型荷役機械導入率	13%	100%	100%

※基準とする2013年度のCO₂の排出量は、中部電力尾鷲三田火力発電所のCO₂排出量を除外した数量である。



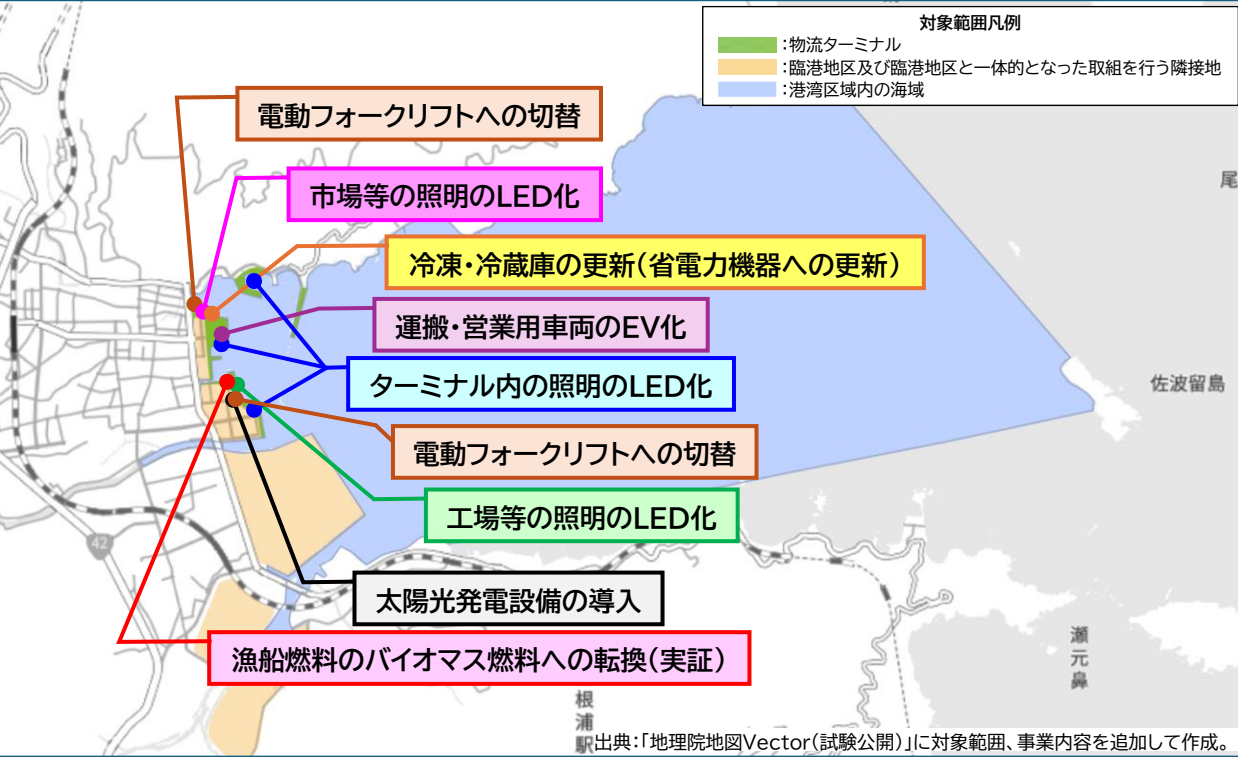
尾鷲港におけるCO₂排出量の削減イメージ

3. 港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体

尾鷲港における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業等を、以下のとおり定める。なお、今後、事業者の取組内容が具体化した段階において、港湾脱炭素化推進計画を見直し、追加していく予定である。

◀ 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業 ▶

区分	施設の名称(事業内容)	位置(地区)	実施主体
ターミナル内	市場等の照明のLED化	港町	三重外湾漁協
	冷凍・冷蔵庫の更新(省電力機器への更新)	港町	三重外湾漁協
	ターミナル内の照明のLED化	天満港町林町	三重県
		港町林町	尾鷲市
	電動フォークリフトへの切替	港町林町	三重外湾漁協 尾鷲物産(株)
公共ターミナルを出入りする船舶・車両	運搬・営業用車両のEV化	港町	三重県漁連
ターミナル外	工場等の照明のLED化	林町	尾鷲物産(株)
	太陽光発電設備の導入	林町	尾鷲物産(株)



※尾鷲港では既に港湾区域内の海岸線に沿って藻場・干潟が広がっており、貴重なCO₂の吸収源としての機能を発揮していることから、当該機能については、今後も引き続き維持していくものとする。

港湾脱炭素化促進事業によるCO₂排出量の削減効果

項目	公共ターミナル内	公共ターミナルを出入りする船舶・車両	ターミナル外	合計
①: CO ₂ 排出量(2013年度)	445トン	128トン	119トン	692トン
②: CO ₂ 排出量(2022年度)	338トン	97トン	50トン	486トン
③: 2022年度からのCO ₂ 削減量	97トン	7トン	9トン	113トン
④: 2013年度からのCO ₂ 削減量 (①-②+③)	204トン	38トン	77トン	320トン
⑤: 削減率(④/①)	46%	30%	65%	46%

◀ 港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業 ▶

プロジェクト	施設の名称(事業名)	位置(地区)	実施主体
バイオマス燃料活用PJ	漁船燃料のバイオマス燃料への転換(実証)	林町	三重県

4. 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想

港湾脱炭素化促進事業として記載するほどの熟度はないものの、今後、引き続き検討を行い、中・長期的に取り組むことが想定される脱炭素化の取組について、港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想として、右に示すとおり定める。

《港湾における脱炭素化の推進に資する将来の構想》

区分	施設の名称(事業名)	位置(地区)	実施主体
公共ターミナルを出入りする船舶・車両	漁船燃料のバイオ燃料への転換	未定	未定
ターミナル外	緑地の整備	林町	三重県
	ブルーカーボン生態系の創出	未定	三重県尾鷲市

5. 脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性

臨港地区内の建築物の用途制限等について、本計画の目標の達成に向け、現状の分区指定の趣旨との両立を図りつつ、水素等の次世代エネルギー導入に向けての環境を整えるため、必要に応じて、分区指定の追加や脱炭素化推進地区を定めることを検討する。

6. 港湾および産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組

尾鷲港における環境面での取組は、地域の脱炭素化へも貢献することが期待されることから、本取組を通じて、尾鷲港の主要な貨物である水産物の流通に関して、地域と一体となり、SDGs等への関心の高い荷主等への積極的なPR活動や地域の競争力の強化等に寄与していく。

7. 水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画

尾鷲港における水素等の次世代エネルギー調達に関するサプライチェーンの強靱化については、その需要量の見込みより、現時点での具体的な計画の検討が困難である。このため、尾鷲港におけるサプライチェーンの強靱化に関する計画の検討については、今後、水素等の次世代エネルギーの調達・供給に関する取組が具現化した段階で、実施するものとする。